

重大事故防止マニュアル

(株) チャイルドケアサポート

トータス保育園

2018年5月7日 第一版制定
2023年12月改定

1. 事故の発生防止（予防）のための取組み

(1) 安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等

安全な教育・保育環境を確保するため、子どもの年齢（発達とそれに伴う危険等）、場所（保育室、園庭、トイレ、廊下などにおける危険等）、活動内容（遊具遊びや活動に伴う危険等）に留意し、事故の発生防止に取り組む。特に、以下の①(ア)～(エ)については、重大事故が発生しやすいため注意事項を踏まえて対応する。

① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項

(ア) 睡眠中（SIDS 防止）

- ・睡眠時の照明は、子どもの顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ・必ず職員がそばにつき見守る。
- ・仰向け寝を徹底する。（医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く）
- ・午睡チェックは、0歳児5分ごと、1～2歳児10分ごとに行い記録する。
- ・呼吸確認は、目視のみでなく実際に一人ひとりの身体に触れて行う。
- ・新年度、長期休み明け、体調不良時、体調不良明け等は、家庭の様子を丁寧に伺い、特に注意して午睡チェックをする。
- ・薄着厚着をさせすぎない。
- ・冷暖房をきかせすぎず、室内を適切な温度・湿度に保つ。
- ・掛けタオルや毛布が顔にかからないようにする。
- ・紐状のもの（例：スタイや玩具の紐等）を近くに置かない。
- ・口の中に異物、食べた物、嘔吐物等がないか確認する。
- ・コットや布団を敷く時は、棚など倒れるものがない所に敷く。

(イ) プール活動・水遊び

- ・プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、遊ぶ者と専ら監視を行う者とを分けて配置する。
- ・水遊びに関わる全ての職員は、注意すべきポイントについて事前確認を十分に行う。
- ・注意すべきポイントに関しては、「水遊びマニュアル」参照。

(ウ) 食事中

【誤嚥】

- ・職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況等）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- ・子どもの年齢月齢によらず、普段問題なく食べている食材も窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
- ・ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どものペースに合ったタイミングで与える。
- ・子どもの一口量に留意する（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- ・汁物などの水分を適切に与える。
- ・食事の提供中に驚かせない。
- ・食事中に眠くなる、泣くなどの際は、口内に食べ物がないことを確認する。
- ・正しく座っているか注意する。

- ・誤嚥、窒息などのリスクの高い食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマトやぶどう、生のりんご等）は使用しない。

【食物アレルギー】

- ・「食物アレルギー対応マニュアル」参照。

(工) 園内外活動中

【誤飲（玩具、小物）】

- ・口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や小物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くことを徹底する。
- ・手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用する。
- ・子どもが、誤飲につながる物（例：髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石など）を身につけている場合もあり、これらの除去については、保護者を含めた協力を求める。
- ・窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去する。

【散歩】

- ・「園外活動マニュアル」参照。

② 事故の発生防止に関する留意点

・職員の意識付け

事故の発生防止には、日頃からの職員間のコミュニケーション、情報の共有、安全教育が不可欠であることに留意する。

・日常的な点検

あらかじめ園内外環境の点検項目を明確にし、定期的に点検した上で文書として記録する。その結果に基づいて問題箇所の改善を行い、また、全職員に周知して情報の共有化を図る。

・施設の整備について

保育中の安全管理には、施設・事業所の環境整備が不可欠であることから、事業者は随時環境整備に取り組む。

・ヒヤリハット報告の活用について

職員は、重大事故が発生するリスクのある場面に関わった場合に、ヒヤリハット報告を作成し共有する。

報告されたヒヤリハットを職員間で分析し、事故防止対策を講じる。

事故防止対策について、必要に応じ研修等を実施する。

(2) 職員の資質の向上

① 研修や訓練の内容

- ・救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED の使用等）について、実技講習を定期的に受講し、施設内においても計画的に確認する。
- ・119 番通報が円滑に行われるよう通報訓練を行う。その際、園外活動中、水遊び中等、場所や

場面、職員の配置の状況を変え、実践的なものとなるよう工夫して実施する。(119番対応時マニュアル参照。)

・子どもの発育・発達と事故との関係、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。

② 研修への参加の促進

・地方自治体等が実施する研修への参加については、積極的に対応する。

(3) 緊急時の対応体制の確認

緊急時の対応体制として、以下のような準備をしておくことが望ましい。

① 緊急時の役割分担を決め、掲示する。

② 日常に準備しておくこと

- ・医療機関のリスト
- ・救急車の呼び方
- ・受診時の持ち物
- ・保護者への緊急連絡先

(4) 保護者や地域住民等、関係機関との連携

事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、日頃から関係づくりに努める。

地域の人など職員以外の力を借り、子どもの安全を守る必要が生じる場合もあり、常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとる。併せて、いざという時の協力・援助を依頼しておくことについて検討する。

(5) 子どもや保護者への安全教育

子どもや保護者に対する安全教育にも取り組むことが望ましい。

・子どもの発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識し、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解できるよう伝えていく。

・家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身に付けることができるよう連携を図る。特に、プール活動・水遊び、誤嚥等の対応については、保護者の理解と連携が必要になることに留意する。

(6) 設備等の安全確保に関するチェックリスト

施設内の設備について、年齢別のチェックリストを作成して定期的にチェックし、その結果に基づいて問題箇所の改善を行い、職員間で情報を共有する。

2. 事故発生時の対応

・119番通報マニュアル及び緊急時事故対応マニュアル参照。